

甲賀都市計画区域における区域区分（線引き）の見直しについて

1. 区域区分（線引き）の見直しについて

市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）につきましては、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止し、計画的、効率的な市街地整備を図ることで、市街地と農地等の調和のとれた都市を形成するための制度として都市計画法に定められており、計画決定は滋賀県が国の同意のうえ行うものです。

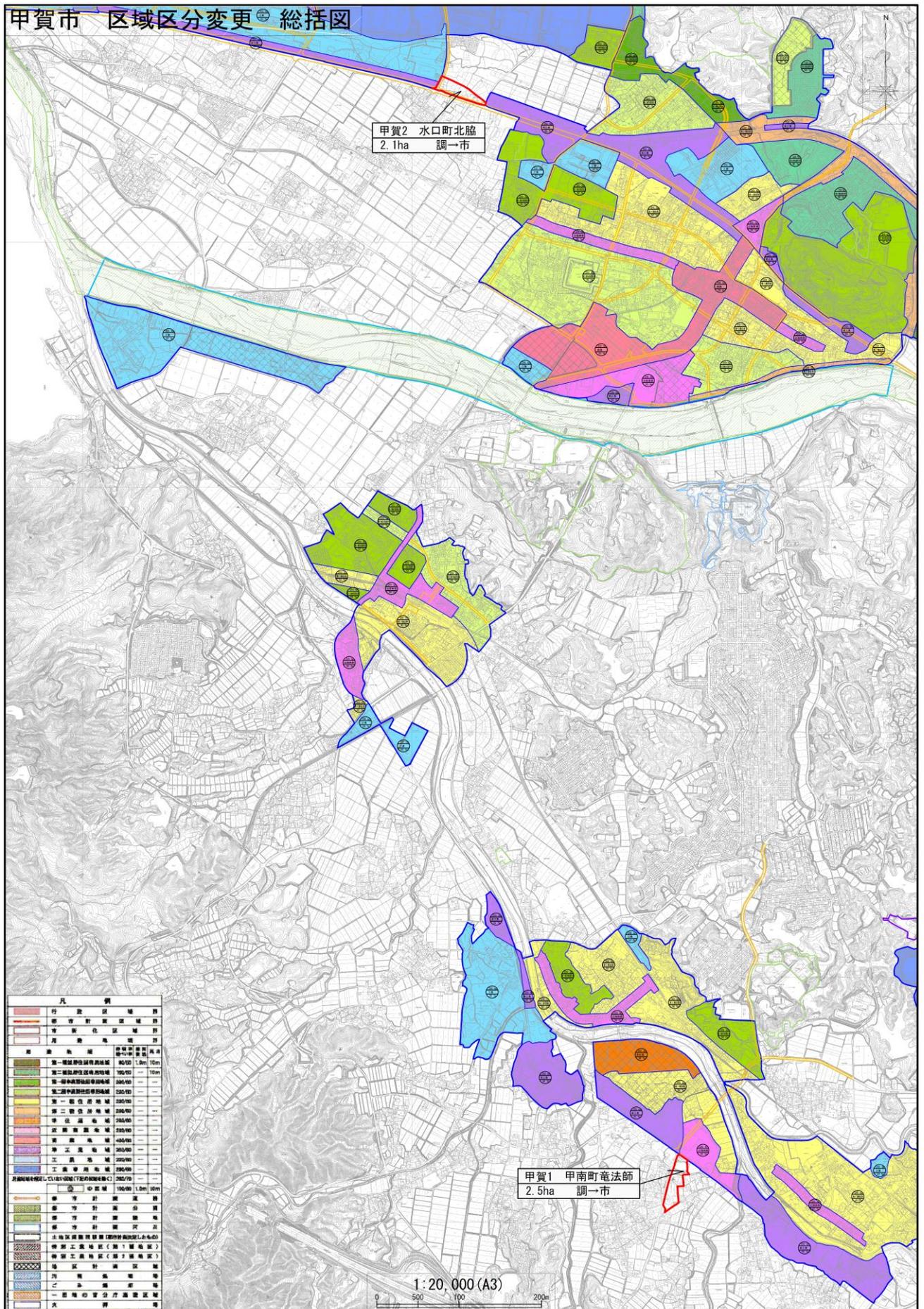
現在、水口地域、甲賀地域、甲南地域で構成される甲賀都市計画区域において、区域区分（線引き）の見直しに向けた手続きを進めており、滋賀県及び国の関係機関との下協議後に市原案を提出しており、今後、県都市計画審議会での審議が予定されております。

また、「都市計画区域の整備、開発保全及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランについても、合わせて滋賀県が見直しを進めております。

2. 地区一覧表

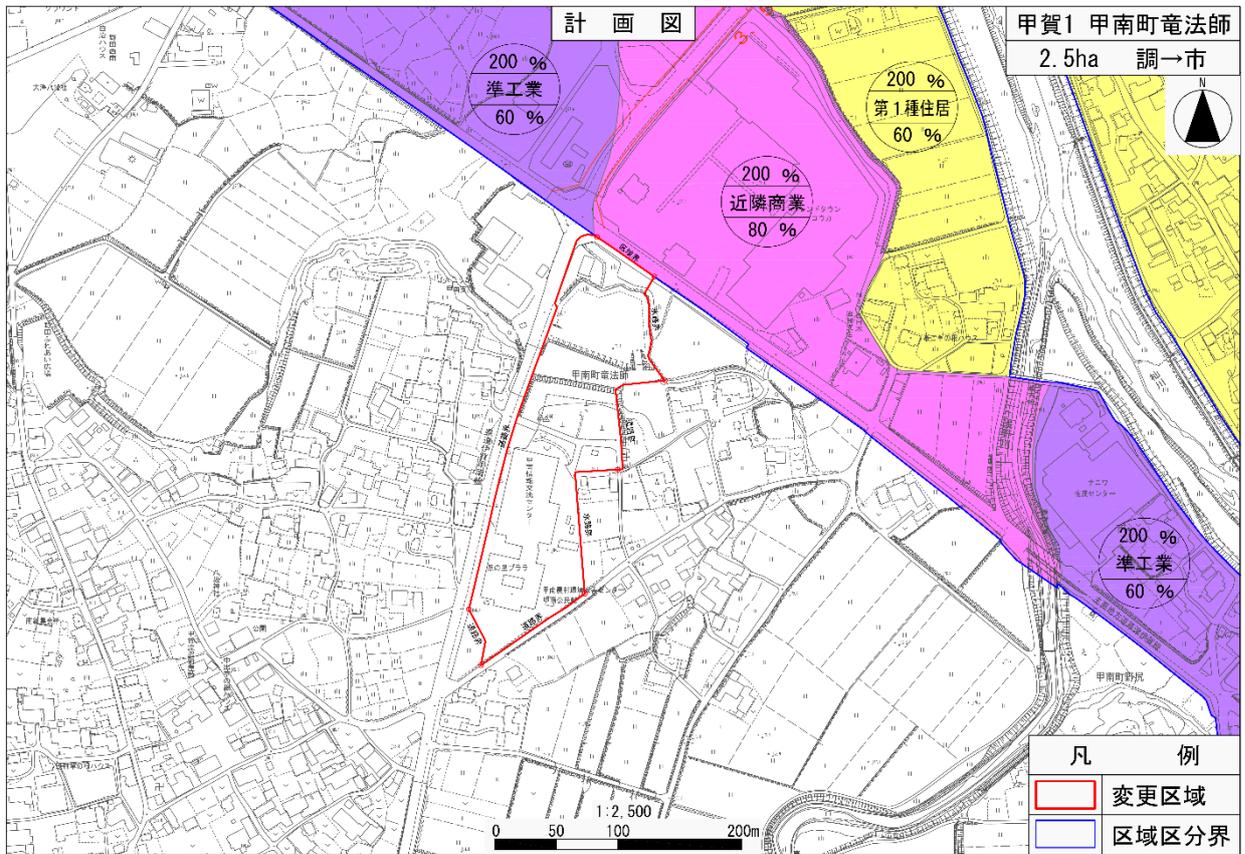
地区名	面積 ha	現況	用途地域	見直し理由
甲南町 竜法師地区	約 2.5	宅地 田	近隣商業地域	新名神高速道路甲南 I C からの距離も近く、市内に点在する日本遺産「忍者」の構成文化財の中心位置となることから、忍者を核とした観光振興の拠点形成を図るため。 都市計画マスタープランにおいては、「観光・歴史ゾーン」に含む。
水口町 北脇地区	約 2.1	宅地 田	準工業地域	国道 1 号北側沿道の市街化調整区域であり、民間開発により商業の充実を図るため。 都市計画マスタープランにおいては、水口地域の名坂・北脇・泉付近の国道 1 号沿道は、沿道型の商業等の利用を推進する方針となっている。

3. 総括図



4. 計画図

甲南町竜法師地区



水口町北脇地区

